

新婚のお二人の新生活を応援します!
結婚にともなう住居費用に対して支援します



補助額の目安はこちら

1世帯あたり30万~60万円

※夫婦の年齢により補助額が変わります

こちらの要件を満たす世帯が対象です

- ・鯖江市に住民票の登録があり、市税滞納がないこと
- ・令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した夫婦
- ・婚姻日の年齢が共に39歳以下
- ・所得が夫婦合わせて500万円未満
申請日が4/1~5/31の場合 ⇒ 令和7年度所得証明書で確認(令和6年中所得)
申請日が6/1~3/31の場合 ⇒ 令和8年度所得証明書で確認(令和7年中所得)
- ・指定の講座を夫婦どちらも受講すること(別紙参照)

納税証明書の発行が必要
(交付日から1ヶ月以内のもの)



対象になる費用はこちら

- 住宅取得費用・・・建物の購入費
- リフォーム費用・・・建物の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費
- 住宅賃借費用・・・賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 引越し費用・・・引越業者又は運送業者に支払う費用



まずは窓口にて
ご相談ください



詳しくはHPで
確認しよう!



申し込み締切は
令和9年3月31日まで